

## 尖閣諸島周辺海域における警戒監視体制強化と漁業支援施設の整備を求める意見書

石垣市行政区である尖閣諸島は歴史的にも国際法上も我が国固有の領土である事はまぎれもない事実である。

中国の中国海警局の海洋調査船、監視船に機関砲のようなものを搭載した船による尖閣諸島接続水域における活動が常態化し、中国当局は、日本の実効支配を打破することを目的とした定期巡視だと明言している事から、今後は更に中国当局の活動が活発化してくる事が予測される。

尖閣諸島周辺海域は、本市漁業者が生活の糧としてきた極めて良好な漁場であり、今後とも本市及び我が国水産業発展に寄与する海域であるが、中国公船による尖閣諸島接続水域における航行と一連の発言は、本市漁業者、市民を不安に陥れている。

よって本市議会は、中国海警局の海洋調査船、監視船による尖閣諸島接続水域における活動が常態化している事と中国当局の発言に強く抗議するとともに、尖閣諸島周辺海域で漁業者が安心して漁が行なえるよう警戒監視体制の更なる強化と、尖閣諸島の船舶気象通報システムの設置、灯台、避難港の設置、航行目標保安林の植林を強く要請する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和元年7月1日

石垣市議会

宛て先 内閣総理大臣、外務大臣、国土交通大臣、沖縄及び北方対策担当大臣  
農林水産大臣、海上保安長官、水産庁長官